

第3章：モデル授業案10 働くトラブルを回避するには？ ～レッツ ロールプレイ (Let's role-play)～

ねらい

労働法は何のためにあるのかを理解し、労働法の知識を用いて働く上でのトラブルを回避できる場合があることと、その術を理解させる

授業の展開

※時間はあくまで目安です

A)バージョン1：1時間

時間(所要)	内容	留意点・備考
0:00 (5分) 導入	<ul style="list-style-type: none"> ○授業者から生徒に、以下のような問いかけを行う <ul style="list-style-type: none"> ・「人間生きているといろいろトラブルにあうよね。皆はこれまでどんなトラブルにあったことがあるかな？」 →生徒から発言を求める (それを踏まえ) ○授業者「実は働く上でもいろいろトラブルはあるんだよ。例えばワークシートの【1.】の例を見てみよう」 <ul style="list-style-type: none"> →ワークシートの【1.】について生徒に考えさせる ※新聞記事を用意した場合は、それを生徒に読ませてから、授業者が「これは……という事例だね」とまとめる <ul style="list-style-type: none"> →ワークシートの【2.】についても生徒に考えさせる 	<ul style="list-style-type: none"> ※生徒をグループに分けておく(1グループ4人程度) ・ワークシートAを配布 ・授業者が自分で一つか二つ新聞記事を探し用いる(必須ではない)
0:05 (5分) 説明	<ul style="list-style-type: none"> ○労働法は何のためにあるのか、そのポイントについて、別添の「労働法説明資料A・B」(本章資料P136以下参照)等を用い簡潔に説明する ※法律の知識を活用して使用者に話をする場合には、「言うべきことは言うべき」であるが、無用なトラブルをもたらさないよう、「ものの言い方」に気を付けるべきことも説明する 	<ul style="list-style-type: none"> ※説明資料を用意しておく ※この点につき、詳しくは第4章や第6章を参照のこと
0:10 (35分) 活用と共有(調べ学習とロールプレイ)	<ul style="list-style-type: none"> ○グループワーク <ul style="list-style-type: none"> ・仕事先でトラブルに遭遇した場合について、法律に照らし、経営者や店長に対しどう話すべきかを考えさせる ※『知って役立つ労働法』や『まんが知って役に立つ労働法Q&A』と「学習の参考になる労働基準法等の条文一覧」などを参照する ○ロールプレイ(寸劇)の準備をする <ul style="list-style-type: none"> ・各グループで、ワークシートを用いシナリオを作る ○発表 <ul style="list-style-type: none"> ・希望する4グループからクラス全体に向けて発表させる(全ケースが含まれるように) ・1グループ3分程度 ・可能であれば授業者からコメントがあるとよい(ロールプレイの出来不出来ではなく、法律の規定を用いてどのように自分たちの考えを説明しているかについて) ○共有 <ul style="list-style-type: none"> ・時間ががあればクラスで感想を共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークシートBを配布 ※ロールプレイが難しい場合はワークシートCを用いてワークさせる
0:45 (5分) まとめと振り返り	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒に授業で学んだことの整理と感想をまとめさせる <ul style="list-style-type: none"> ・今日の授業で学んだこと、気づいたことや感想 	各自記述して提出

B)バージョン2：2時間

時間(所要)	内容	留意点・備考
0:00 (10分) 導入	<ul style="list-style-type: none"> ○授業者から生徒に、以下のような問いかけを行う <ul style="list-style-type: none"> ・「人間生きているといろいろトラブルにあうよね。皆はこれまでどんなトラブルにあったことがあるかな？」 →生徒から発言を求める (それを踏まえ) ○授業者「実は働く上でもいろいろトラブルはあるんだよ。例えばワークシートの【1.】の例を見てみよう」 →ワークシートの【1.】について生徒に考えさせる ※新聞記事を用意した場合は、それを生徒に読ませてから、授業者が「これは・・・・という事例だね」とまとめる →ワークシートの【2.】についても生徒に考えさせる 	<ul style="list-style-type: none"> ※生徒をグループに分けておく(1グループ4人程度) ・ワークシートAを配布 ・授業者が自分で一つか二つ新聞記事を探し用いる(必須ではない)
0:10 (10分) 説明	<ul style="list-style-type: none"> ○労働法は何のためにあるのか、そのポイントについて、別添「労働法説明資料A・B」(本章資料P136以下参照)等を用い簡潔に説明する ※法律の知識を活用して使用者に話をする場合には、「言うべきことは言うべき」であるが、無用なトラブルをもたらさないよう、「ものの言い方」に気を付けるべきことも説明する 	<ul style="list-style-type: none"> ※説明資料を用意しておく ※この点につき、詳しくは第4章や第6章を参照のこと
0:20 (40分) 活用(調べ学習とロールプレイ)	<ul style="list-style-type: none"> ○グループワーク <ul style="list-style-type: none"> ・仕事先でトラブルに遭遇した場合について、法律に照らし、経営者や店長に対しどう話すべきかを考えさせる ・『知って役立つ労働法』や『まんが知って役立つ労働法』と「学習の参考になる労働基準法等の条文一覧」などを参照する ○ロールプレイ(寸劇)の準備をする <ul style="list-style-type: none"> ・各グループで、ワークシートを用いシナリオを作る ※時間が足りないとと思う場合は、特定の「シチュエーション(地域やお店の種類等)」を授業者が提示してもよい ○ロールプレイの練習・リハーサル <ul style="list-style-type: none"> ・ロールプレイを練習し、クラスで発表するためのリハーサルまで行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークシートBを配布 ※集中力を切らさないため、一斉の休憩は取らず休憩は適宜取らせる
1:00 (30分) 発表	<ul style="list-style-type: none"> ○各グループからクラス全体に対し発表させる <ul style="list-style-type: none"> ・1グループ3分程度 ・授業者が適宜内容について(ロールプレイの出来不出来ではなく、法律の規定を用いてどのように自分たちの考えを説明しているかについて)コメント 	
1:30 (10分) 共有	<ul style="list-style-type: none"> ○感想を共有 <ul style="list-style-type: none"> ・最初はグループで、その後クラス全体で 	
1:40 (10分) まとめと振り返り	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒に授業で学んだことの整理と感想をまとめさせる 	各自記述して提出

ワークシートA

年 月 日 年 組 名前：

1. 働く上でのトラブルって？

- 毎日長時間労働で休憩や休日もなく働かされる
- 「時間内に仕事が終わらないのは能力不足」と言われて、残業しても残業代が一切支払われない
- 仕事が忙しくて有給休暇を取得させてもらえない
- 仕事中にケガをしたのに、会社はなにも対応してくれない
- セクハラやパワハラを受ける
- 合理的な理由もなく、些細な理由でクビになる

«こんな職場は嫌だ！ or アルバイトで違和感は？？»

2. 働く上でのトラブルに遭遇したら、あなたはどうする？

選択肢	
①大人(目上)の人に何かを訴えるのは怖いので我慢する	
②仕事を辞める	
③親や学校の先生、仲の良い先輩(学校・仕事先)に相談する	
④大人などと一緒に店長や経営者に話しに行く	
⑤労働組合やユニオンに相談する	
⑥行政の窓口に相談する	
⑦その他	
あなたはどうする？	理由は？
アルバイトだったら（　　）	
正社員だったら（　　）	

3. やってみよう

ワーク 「店長・・・じゃないですか？」労働法ロールプレイをやってみよう

(メモ)

ワークシートAの解答例

年　月　日　年　組　名前：

1. 働く上でのトラブルって？

- 毎日長時間労働で休憩や休日もなく働くかされる
- 「時間内に仕事が終わらないのは能力不足」と言われて、残業しても残業代が一切支払われない
- 仕事が忙しくて有給休暇を取得させてもらえない
- 仕事中にケガをしたのに、会社はなにも対応してくれない
- セクハラやパワハラを受ける
- 合理的な理由もなく、些細な理由でクビになる

«こんな職場は嫌だ！ or アルバイトで違和感は？？»

- ・社員による「えこひいき」やハラスメントの多い職場
- ・シフト前後の準備や片付けに時間がかかるのに、バイト代が出ない職場
- ・バイトの直前になって、頻繁にシフトが一方的に変更される職場

2. 働く上でのトラブルに遭遇したら、あなたはどうする？

選択肢	
①大人(目上)の人に何かを訴えるのは怖いので我慢する	
②仕事を辞める	
③親や学校の先生、仲の良い先輩(学校・仕事先)に相談する	
④大人などと一緒に店長や経営者に話しに行く	
⑤労働組合やユニオンに相談する	
⑥行政の窓口に相談する	
⑦その他	
あなたはどうする？	理由は？
アルバイトだったら(②)	<ul style="list-style-type: none"> ・同じような時給のバイト先はいくらでもあるから ・我慢してまで同じバイト先で働く意味がないから
正社員だったら (③)	アルバイトと比べると別の就職先を探すのは大変で、問題が深刻でなければ、できれば同じ会社で働き続けたいので、まずは身近な先輩達に相談する

3. やってみよう

ワーク 「店長・・・じゃないですか？」労働法ロールプレイをやってみよう

(メモ)

ワークシートB(1) 年 月 日 年 組 名前：

1. 学生アルバイトのトラブル例と解決策

<トラブル①>	
○○さんは、アルバイトを始めることになりましたが、店長からは時給や勤務時間(働く時間)などの働く条件について「募集広告に書いてあるとおりだよ」としか言われません！	
<右の根拠>	<店長に話すべきこと>
資料を参考にして探してみよう ()法 ()条	➡

2. 労働法ロールプレイ

<役割分担>	
人物	台詞
●ナレーション() ●()	●店長() ●() ●○○さん() ●()
<シナリオ>	
【場面設定】 ナレーション	(※ 5W1Hで場面を示しましょう)
【トラブル発生】	
【問題提起】 ナレーション	「困ってしまった○○さん。。。みなさんはどうしたらよいと思いますか？」
【店長に話すこと】	

ワークシートB(2)

年　月　日　　年　組　　名前：

1. 学生アルバイトのトラブル例と解決策

<トラブル②>	
○○さんは、1回に7～8時間働くアルバイトをしていますが、休憩が15分くらいしか取れない日が多いです！	
<右の根拠>	<店長に話すべきこと>
資料を参考にして探してみよう ()法 ()条	➡

2. 労働法ロールプレイ

<役割分担>	
人物	台詞
●ナレーション() ●()	●店長 () ●○○さん() ●() ●()
<シナリオ>	
【場面設定】 ナレーション	(※5W1Hで場面を示しましょう)
【トラブル発生】	
【問題提起】 ナレーション	「困ってしまった○○さん。。。みなさんはどうしたらよいと思いますか？」
【店長に話すこと】	

ワークシートB(3)

年 月 日 年 組 名前：

1. 学生アルバイトのトラブル例と解決策

<トラブル③>	
○○さんは、決められた時間の前後に、店長の指示で、開店準備や後片付け、次の勤務の準備をさせられます。1月当たり計10時間程度働いているのですが、その分の時給がもらえません！	
<右の根拠>	<店長に話すべきこと>
資料を参考にして探してみよう ()法 ()条	➡

2. 労働法ロールプレイ

<役割分担>	
人物	台詞
●ナレーション() ●()	●店長() ●() ●○○さん() ●()
<シナリオ>	
【場面設定】 ナレーション	(※ 5W1Hで場面を示しましょう)
【トラブル発生】	
【問題提起】 ナレーション	「困ってしまった○○さん。。。みなさんはどうしたらよいと思いますか？」
【店長に話すこと】	

ワークシートB(4)

年 月 日 年 組 名前：

1. 学生アルバイトのトラブル例と解決策

<トラブル④>	
○○さんは、クリスマスケーキなど季節の商品に販売ノルマがあって、売れ残りを買い取られ、その代金が給料から引かれてしまいます。また、食器や商品を壊したりするといちいち給料から引かれてしまいます。	
<右の根拠>	<店長に話すべきこと>
資料を参考にして探してみよう ()法 ()条	➡

2. 労働法ロールプレイ

<役割分担>	
人物	台詞
●ナレーション() ●()	●店長 () ●○○さん() ●() ●() ●()
<シナリオ>	
【場面設定】 ナレーション	(※5W1Hで場面を示しましょう)
【トラブル発生】	
【問題提起】 ナレーション	「困ってしまった○○さん。。。みなさんはどうしたらよいと思いますか？」
【店長に話すこと】	

ワークシートC

年　月　日　　年　組　　名前：

- (1) 仕事先で以下のトラブルに遭遇した場合、どのような労働法の条文を適用して自分の身を守ることができるか、また、そのことをどのようにして使用者に伝えるか、考えてみよう。(個人で)
- (2) ペアになり、どちらかが店長、どちらかが働く方になってロールプレイ(セリフを口に出して言ってみる)をしてみよう。
- (3) 労働トラブル例とその対処について考え方おう。

トラブル	労働法／条文	店長に言うこと
1 アルバイトを始めることになりましたが、時給や勤務時間(働く時間)などの働く条件について確認しても、店長が「募集広告に書いてあるとおりだよ」としか言ってくれないので。。。。	(　　)法 (　　)条	『店長、 のではないですか。』
2 休みの日に1日7時間くらい働くアルバイトをしていますが、店長が「みんな忙しいんだからさ！」と言って、休憩を10分くらいしかくれない日があるので。。。。	(　　)法 (　　)条	『店長、 のではないですか。』
3 最初に決めた仕事の時間の前後に、店長の指示で、開店準備や後片付けなどをさせられているのですが、その分の時給がもらえません。。。。	(　　)法 (　　)条	『店長、 のではないですか。』
4 店長に「アルバイトは社員とかと違うんだから、残業代なんか出ないし、有給休暇なんかあるわけない！」って言われたのですが、本当ですか？	(　　)法 (　　)条	『店長、 のではないですか。』
5 クリスマスケーキなど季節の商品に販売ノルマがあって売れ残りを買わされ、アルバイト代から勝手に差し引かれます。	(　　)法 (　　)条	『店長、 のではないですか。』
6 アルバイトを始めるときに決めた曜日(回数)や時間を無視して、授業の日でもシフトを入れられてしまします。テストの日に休みたいと言っても休ませてもらえません。	(　　)法 (　　)条	『店長、 のではないですか。』
7 アルバイトを辞めさせてもらえない。「辞めるなら代わりのアルバイトを連れてこい」と言われます。。。	(　　)法 (　　)条	『店長、 のではないですか。』

ワークシートB(1)～B(4)及びワークシートCの解説

【ワークシートBの(1)～(4)の「店長に言うべきこと」とその根拠について】

(1)について

⇒雇う側は、労働者をどのような条件(アルバイト代、労働時間など)で働かせるかを書面で渡さなければなりません。
(根拠)労働基準法第15条

(2)について

⇒雇う側は、1日の労働時間が6時間を超える場合は少なくとも45分、1日の労働時間が8時間を超える場合は少なくとも1時間の休憩時間を、労働者に労働時間の途中に与えなければなりません。

(根拠)労働基準法第34条

(3)について

⇒労働基準法は、働いた時間に対して給料(アルバイト代)を支払うことを義務付けており、それが開店準備でも後片付けでも賃金を支払う必要があります。また、原則として1日8時間を超えて働いた場合は、会社は残業代(割増賃金)を支払う必要があります。

(根拠)労働基準法第24条、労働基準法第37条

(4)について

⇒売れ残りを買い取るよう命じ、その費用を給料(アルバイト代)から自動的に天引きすることはできません。また、食器や商品を壊した場合、弁償しなければならない場合もありますが、この場合も給料(アルバイト代)から自動的に天引きすることはできません。

(根拠)労働基準法第24条

【ワークシートCについての「店長に言うべきこと」とその根拠について】

1. アルバイトを始める時は、働く条件を書いた書面をアルバイトに渡す必要がある(労働基準法第15条)

(説明)働く条件を書いた書面を必ずもらってください！後で「最初に聞いた話と実際の時給や働く時間などが違う」と困らないように、アルバイト先から書面をもらって保存しておきましょう。法律上も、①アルバイトをする期間、②仕事の内容や働く場所、③働く時間や休日、④時給など重要なことは、雇う側が働く人に、働く条件を示した書面(労働者が希望した場合には、電子メールやSNS等も可)を渡すこととなっています。

2. 1日6時間を超えて働かせた場合、少なくとも45分以上の休憩を与える必要がある(労働基準法第34条)

(説明)法律で、アルバイトに対しても、働く時間が①6時間を超える場合には少なくとも45分、②8時間を超える場合には少なくとも1時間の休憩を、与えなければならないことになっています！

3. 開店準備や後片付けの仕事でも、店長から指示されたのだから、その分のアルバイト代を払ってもらえる(労働基準法第24条)

(説明)法律上、あなたを雇っている人(オーナーなど)や上司(店長など)の指示などに従って行う仕事については、その全て分の時給がちゃんと支払われなければなりません。たとえ、飲食店で接客担当だったとしても、店長の指示で行った開店の準備作業や後片付け、掃除などにも全てアルバイト代が発生します。ちなみに、「毎回15分未満は切り捨て」というようなことは原則法律違反です。

4. アルバイトであっても、要件を満たせば、残業代も有給休暇ももらえる(労働基準法第37条、39条)

(説明)アルバイトでも、法律上、1日8時間、1週40時間を超えて働いたら、残業代は出ます！また、法律上、アルバイトでも有休が取れる場合があります。なお、満18歳未満は原則として残業することはできません。

(詳しくは、厚生労働省ウェブサイトの「労働条件に関する総合情報サイト 確かめよう労働条件」にある『アルバイトを始める前に知っておきたいポイント』のポイント3、4を見てください。)

5. 売れ残りを買い取るよう命じ、その費用をアルバイト代から勝手に天引きはできない(労働基準法第24条)

(説明)法律上、売れ残りを買う義務はありません！基本的にバイト代から自動的に天引きすることもできません。また、お店のものや商品を壊したときは、弁償しなければならない場合もありますが、この場合も給料(アルバイト代)から自動的に天引きすることはできません。

6. アルバイトを始める時に決めた曜日(回数)や時間はお店の都合で勝手に変えることはできない(労働契約法第8条)

(説明)シフトを変更するには、事前に働く人と雇う人の合意が必要です(労働契約法の規定)。決められた曜日や時間を無視して無理矢理シフトに入れられるなど、一方的にシフトを変更されて困るときは、はっきりと断りましょう。また、決められた曜日や時間に急に学校の行事などが入ってしまった時でも、諦めずにオーナーや店長などによく相談しましょう。

7. 私は、代わりのアルバイトを見つけなくても辞められる(民法第627条)

(説明)アルバイトを含む労働者は、原則として会社を退職することをいつでも申し入れることができます。あらかじめ契約期間が定められていないときは、法律では、労働者は退職届を提出するなど退職の申入れをすれば、2週間経てば辞めることができます(民法の規定)。ただし、急に辞めてしまうと、アルバイト先が困ることもあるでしょうから、アルバイト先とよく話し合ってください。